



福岡県医発第1511号(保)

平成14年11月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



年末年始の保険診療休日加算について

保険診療では、年末における地域医療の確保という見地から12月29日・30日・31日及び1月1日・2日・3日の6日間を休日加算の対象日としております。

但し、下記の場合に限られておりますので、年末年始の診療にあたって貴会会員にご周知方お願い申し上げます。

記

1. 休日診療所（客観的にみて地域医療の確保という見地から救急医療対策として設けられている施設）または、輪番制による休日当番保険医療機関に於ける救急医療
2. その他の保険医療機関では
 - 1) 当該日を休診日とする保険医療機関に於ける救急医療
 - 2) 当該日を診療日としている保険医療機関にあつては、その医療機関の診療時間以外に急病等やむを得ない理由により診療した場合